

立教大学共生社会研究センター主催 公開講演会
「原発訴訟のトップランナーとして—伊方反原発訴訟弁護団長・藤田一良さんが語る—」

日時：2012年2月27日（月）15：00～17：00
会場：立教大学池袋キャンパス マキムホール2階 M202 教室

講演録

【弁護士になって—さまざまな事件との出会い】

弁護士の藤田です。お忙しい中たくさんの方にお集まりいただき、ただただ恐縮するばかりです。どうせあまりろくなことはしゃべれませんから、気楽に聞いてください。

私は弁護士になったスタートが人よりずっと遅かったのです。大学を卒業していちど就職はしたものの大きな喀血をして死にかけ、自分は生きていられないだろうと思っていました。ところが薬も発達していたので、急にこれから先もありそうだという気持ちになり、あわてて「司法試験でも受けて弁護士にでもなるか」と、そういう感じで飛び込んだのがこの世界です。

弁護士になって40年余りになりますが、いろいろな事件を担当しました。なるべく人がやらないようなことを、仕事としては着実にやりたい。そんな気持ちで弁護士になり、いろいろな事件をやったのです。冤罪事件もありました。それから今日来てくださっている中尾ハジメさんにサポートされて、「フォークリポートわいせつ裁判」¹もやりましたが、これはなかなかおもしろい事件で気に入っています。

他の弁護士と一緒に、グループをつくって事件に取り組むという気持ちにもならず、忙しくてあまり仲間づきあいもできない、そういうことがずっと続きました。いろいろな事件でエネルギーを損じたわけですが、あとから考えてみると原発の裁判がいちばんエネルギーも、時間もかかりました。でも最初からそんなに力を入れてやっていこうという気持ちではありませんでした。

原発以外の事件といえば、例えば冤罪事件があります。弁護士になると、誰でもひとつくらいは冤罪事件をうまくやりたいという気持ちになると思うんです。それで、僕が力を入れたのが、昭和29年の仁保事件でした。

山口県の山陽本線、防府という駅から日本海へ抜ける道があります。その真ん中くらいに仁保村という村がある。そこで一家6人が殺されるという事件がありました。僕は誰かに誘われて、自分の力試しとか、自分の思っていることが弁護団の他の人に通用するのか、裁判所にちゃんと聞いてもらえるようなのか、ということを確認めたくて入っていった

わけです。そのとき、他の弁護士と一緒に、山陽本線の防府駅から仁保村に抜ける、被告人が「こういう道を歩いた」と自白している、その道をたどりました。まずは弁護団全員で一度、実体験としてそういう感覚を味わってみようということで、一所懸命にその道を歩いたことを今でも思い出します。仁保村の少し手前に橋があり、橋から水面を見ると緋鯉が泳いでいるんです。私のいた高松や大阪、またその後に住居を移したところの付近にもそういうことはありませんので、「すごいな」と思って緋鯉を見ていたことを思い出します。そのとき、道を歩きながら頭の中に浮かんだのは、詩人の室生犀星の詩でした。正確ではありませんが、「ふるさとは遠きにありて思ふもの そして悲しくうたふもの よしやわれ うらぶれて異土の傍居[かたい=乞食]となるとても 帰るところにあるまじや」という、故郷を偲んでうたった詩です。これが道を歩きながら、自分の頭の中に浮かんできた。

最終的に検察官に犯人と目されて起訴された人は、もともと巡査をしていた人です。それがいろいろあって郷里を飛び出し、大阪の天王寺公園あたりをうろろろしているときに、いよいよ本格的な「異土の傍居」となった。そんなこともあって、「異土の傍居となるとても 帰るところにあるまじや」というところを思い出したのです。落ちぶれた仁保村出身の人、天王寺公園で暮らす野宿者になってしまった人が、わざわざ高い切符を買って仁保に、故郷に戻る、そんな話があるだろうか。昔から「故郷に錦を飾る」という。故郷に錦を飾れない人、帰ってしまえば、落ちぶれたことをみんなに知らせてしまうことになる人。そういう状況にある人が、本当にこういう行動を取り得るのか。それが、最初に話を聞いたときに僕がひかかったところです。この事件は最高裁まで行って、口頭弁論ではそれぞれの人が頑張りました。本当に冤罪事件はきついですから、自分が失敗して、そこを検察官に食い破られて、そのために死刑になったらどうしよう、そういう恐怖にとられるわけです。だから一所懸命やるんですが、本当に怖い。「二度とこんな事件は引き受けないでおこう」。そのときは率直にそう思いました。しかし結果として僕の弁論も成功して、最高裁はそれまでの判決を破棄するにあたり、その理由の第一点で僕の弁論を取り上げました。控訴審判決が破棄されて広島高裁に差し戻しとなり、最終的に無罪にしたんです。そんな経験もありました。

ですから、仕事をしているうちに、自分でも思わないところに連れて行かれるものなんです。そして実際、自分がみんなのニーズに応えられるかどうかと、いつも自分で疑いながらやっているわけです。しかし裁判官の前ではそんな弱気なことはできませんから、大胆にやるのですが、本当に冤罪事件はきついです。

また、今でも一つ狭山事件というのを抱えています。これも自分で手にかけて、裁判所に出て行って無罪にしようという気持ちでおりますし、その可能性は十分あると見ています。だから実質的に狭山弁護団の一員でもあるわけです。ですから今の状況が変わって、もう少し僕が暇になると狭山事件にももう少し深くコミットしていける。記録はずっと読んでいますから。

【伊方反原発訴訟への道】

土地売買契約をめぐる民事訴訟へ

伊方の事件の発端は、こうでした。

ある日僕の事務所に「阪大の久米[三四郎]³です」と、あまり潑刺とした感じのしない人がすっと入ってきました。「何の話？」と聞くと、「伊方の原発の用地として現地の人が土地売買契約を結んだが、どうしても原発の敷地にするのは自分たちの気持ちに沿わない。だから裁判を起こして売買契約を無効にするとか、そういうことで闘いたい」と、その相談で久米さんが僕のところに來られたんですね。いつも思うんですが、晩年のモーツァルトに『レクイエム』の作曲を頼みに來た「死の使者」がいますね。いったいどういう感じの人かわからず、ろくなことにならないだろうと思っていたモーツァルトが結局は死んでしまう。久米さんが來たときも、何か不吉な感じがしたんです（笑）。そんな匂いをこの事件で感じた。誰だってこんなものに踏み込んだら、とてもじゃないが最後まで行けない。その頃はまだ体調も不安定でしたし。しかし現地の人は、あちこちで頼んだ末に、「この人は人がちょっとよさそうだから何かやってくれるで」と考えたんでしょうね。「まあしょうがない」、そう思って引き受けました。

それで土地裁判に入るわけですが、僕が「しょうがないから裁判をやろう」という気持ちになった途端、それまでやっていた現地の弁護士さんたちが、たぶん共産党系の人だったと思うけれども、「先生、いったいどういうことを考えていらっしゃるの？」と言うんです。この裁判は純然たる民事の、土地売買契約が無効かどうかの争いではありましたが、僕はやはり原発の敷地だということを絡めて、原発まみれの裁判にしようと思っていました。そうすると裁判を2年や3年は引き延ばせる。被告は土地を自分の名義にできないまま、裁判のために時間をかけざるを得なくなっている。それは住民に、我々にとっていいことだと。そういうことでやりかけたんですけど、現地の弁護士さんは、いったい僕らがどういう方針で臨むのかということ非常に気にされていた。僕らは、久米さんとか荻野[晃也]⁴さんなど、反原発の専門領域の学者さんに裁判に加わっていただき、その中から一人でも二人でも証人として採用されれば、それを突破口として反原発裁判にしていきたいということをやっていたんですが、現地の弁護士さんは、やはり共産党の人でしたから、僕らがいったい何者かというのを非常に気にされた。あの時分の共産党系の方は、今から考えると変な話ですけど、たとえば学生たちが暴れて建造物損壊などの刑事裁判になりますね。そういう裁判に共産党の弁護士は関わってはならない、なぜならトロツキストに対する支援になるからだというわけです。僕らだったら、どんな事件でも、殺人であれ何であれ、それなりに被告人の利益を裁判に反映させて裁判が終わってほしいということになるのですが、彼らの政治的・党派的な論理から言えば、そういう人を弁護すること自体がよくないとなる。

そういうわけで僕らは「トロツキスト弁護士」ということになってしまいました。『赤旗』

をはじめ日本津々浦々の共産党のローカル紙で、僕らがこの裁判に関わるのはけしからん、と一斉に書き立てられた。これには少々困りました。僕らとしては原発の問題に党派的な利害を絡めたような意見が大勢を占めると、とんでもないことになってしまうと思ったからです。やはり原発なら原発を、我々がどう正確に理解できるか、それを多くの人にどう思ってもらえるのか、そういう立場でやらなければいけないという気持ちでした。そこで共産党とも縁が切れて、我々は我々でまた別の道を行くしかなくなり、必然的に土地裁判から放り出されてしまうという形になりました。

しかし彼らに任せておいたらいったいどうなるのかということも気になりました。共産党の中央委員会の綱領を見ても、「我々は原発そのものに反対するのではない。危険で公害の出る原発に反対だ」と言っているわけです。安全で公害の出ない原発などあり得ないですから、我々は「しょうがないな」と思った。我々を社会的犯罪者集団であると決めつけ、「トロツキスト弁護士が中心的役割を担う裁判は、そのことだけでも敗北の道歩くと、派手なことを言ってくれたわけです。しかたなく、一度お灸をすえておくために、共産党の『赤旗』等に対して損害賠償の裁判を起こしました。ずっと後になって勝訴し、「赤旗」にもちゃんと謝罪広告を載せてもらいました。一人30何万かの慰謝料ももらいまして、お金は女房に取られてしまいましたが、「快挙だ」と喜ぶ人もずいぶんいました。「あんたの仕事の中で、あの仕事が一番よかった」と言う悪い友達もいっぱいおりましたから、これはこれで、けっこうおもしろかったのです。

民事訴訟から行政訴訟へ

さて、そういう形で土地裁判から放り出されたのですが、やはり原発に対する思いはありました。ですから一所懸命本を読み、勉強もしてはいたのですが、反原発を掲げる裁判では、やはり現地の人何か裁判を起こしてくれなければ、つまり具体的な事件がなければ、弁護士としては入っていきません。そんなことをいろいろ考えながら日を過ごしているときに、とんでもないことが起こりました。原発設置の許可処分が出てしまったのです。

僕は不勉強ですから、「許可処分とはいったい何のことか？」と思いました。原発行政ではまず、原発を建設しようとする四国電力が内閣総理大臣に、原発を作っていいか、許可を求めます。そうすると科学技術庁が主管する安全審査の専門家と称する人がそれを審査する。四国電力が申請している原発が果たして安全なものかどうかということ、専門家集団が審査した後でOKとの判断が出ると、それで初めて許可処分がなされ、それから建設に入るという段取りが法律で決まっているわけです。その許可処分が出たということで、それに対して何とか闘ってほしいと現地の人言う。だけどそんなこと、急に言われても困ってしまうわけです。頭の中ではいろいろ考えていましたが、行政訴訟の、しかも大がかりなものなんて、他の人はめったにしないわけです。教科書に理屈は書いてあっても、「原発が悪いから許可を取り消せ」という行政訴訟なんて誰も考えたことはない。僕も考えたことありませんでしたが、やはり行政訴訟として一度しっかり考え直さなければいけない

と思いました。現地の人にしてみると、許可処分を争うしかない。僕らも長いことがんばってやってきたわけですし。また、ある年配の女性で、ご亭主がいないときに勝手に判を押しして売買契約をしてしまった方がいました。その方がご亭主に後で責められ、川に身を投げて自殺したんです。そういう被害者がいたことも知っていましたから、「これは…やるか…」とつい思ってしまったんですね。何でも、ものというものは知ればいいというものではない。知らないから生きていけるんです。

いや、本当にきつい事件でしたよ。まず誰がお金を出すのか、そういう問題がありました。弁護士は自分で事務所を構えて、こまごまとした事件を含めて引き受けて、飯を食うわけです。そんななかから多少余録があれば冤罪事件に行ったりとか、そういう形でやるしかありません。この事件では、「私がお金払います。費用持ちます。」という人は、一人も出て来ませんでした。ですから僕も、家にいても後ろ暗くてしょうがない。他の仕事もありますから、するんですが、なんの生活の足しにもならない。だから女房に、「うちは4人家族だけど、一人だけ字の違う人がいる」とよく言われました。「どういう字？」と聞くと、「『山賊』とか、『海賊』とかの『賊』。あんたは家族だけど家の賊で『家賊』だ」。そんなこと言われたんですよ。でも仕事でこれこれがきついとか、そういうことは家族には言わなかったですね。やはり僕らの年代の人間は仕事の世界と家庭とをはっきり分けますから。あまり口出しするな、ということもありますし、何を言われても自分の好きなことをしよう、そういうことで原発裁判が始まりました。

しかしだんだんボディブローみたいにパンチが効いてくるわけです。飯が食えないでしょう。子供も大きくなって、東京の大学に行きたいと言い出すわけです。大阪から東京の大学にやったら、毎月とんでもない金額がかかってしまいます。とはいえ一つも言い逃れもしないまま、素知らぬ顔で原発の裁判をやりながら、何とかやり過ごしました。

関わった裁判はどれも、弁護士として頑張ってきたと僕は思っています。僕らには原発だけでなく、冤罪事件など他の事件もありますから、頭の上がるころはどこにもない。言い訳もできない仕事です。一日、一月と日が経っていくのだけが、僕の頼りでした。そんなことで原発裁判が始まったというか…始めてしまったわけです。

【第一審：松山地方裁判所、1973年8月27日提訴】

闘いの準備

しかし土地裁判のうえに原発をかぶせてやるのと違って、行政訴訟ですから、原発の設置許可処分自体が争いの対象です。民事訴訟とは密度が違うわけです。我々が理解するレベルではとてもこなせない。やはり専門家の人たちにいろいろと協力をしていただかなければなりません。そういうわけで、先ほどの荻野さんとか久米さんなどに頼んで、この裁判において原告側・住民側で証人に立っていただく人のリストを作る、そこから始めました。

本日は会場に藤本陽一先生⁵がおいでになっています。じつは僕が武谷三男先生のところ

へ「先生、証人になってもらえませんか？」と頼みに行ったとき、武谷先生は「わしは証人というのは嫌いだ。あれは反対尋問があるやろ」とおっしゃるのです。それはそうです。裁判ですから反対尋問は必ずあります。それで武谷先生は「わしは意見書だけ出すから」とおっしゃった。それで藤本先生にやってほしいとお願いしたのです。藤本先生には原告側証人のトップバッターとして出ていただきました。それが始まりだったのです。今日、久しぶりに藤本先生のお顔を拝見して、ふとあのときのことを思い出しました。藤本先生が訴訟に加わってくださるとわかったときの、あの何とも言えない気持ち。藤本先生が証人になってくださるなら「よし、やれる！」と感じたことを思い出したのです。

行政訴訟は先ほども申し上げたように、許可処分に対して、その取り消しを求めるものです。このタイプの裁判、つまり行政を訴えて、個人の方で裁判を起こして、国が決めたことをひっくり返すという、そういう裁判は日本ではめったにない。ですから法律論としてはずいぶん論じられてはいても、参考書や教科書には僕らの役に立つものはあまりないわけです。「これは一から自分らで考えてやっていかなければならない」、そう思ってやり始めました。技術的な領域も、若い弁護士さんにそれぞれ小分けして、その人たちの考えた路線で前進していくという裁判でした。裁判を起こしたときには、僕らの年代より10歳ほど若い人が多く、そうした若い人が僕らの裁判に加わってくれ、いろいろと書面も書いてくれた。そのことには本当に感激しましたね。自分の力と言えるものは何もないのですが、時代の要請でしょうか。「この連中も学生の時、全共闘とか、いろいろなものにコミットしていたんだな」とか、そういうことを感じました。そうした思いが弁護士を反原発の裁判に駆り立てる、彼らを見てそう思いました。この種の裁判も、その時代の状況や情勢がプラスに働かないとできないものだということを痛感したのです。彼らは裁判が始まって1回目、2回目の弁論では法廷でもぎこちない感じでしたが、3回目くらいになると、僕らより口が悪いくらい、どんどんやるわけです。本当にうれしかったですね。

僕はそれぞれの人が考えたとおりの書面を書きました。この裁判では何一つ、自分でこっちから、「君はこう書いているけれど、こうだろう」とか「こうしろ」とか言わないようにしようとして決まっていたのです。他の弁護士と一緒に裁判に関わったときに思っていたのは、「裁判を弁護士の自発的なユートピアにしたい」ということでしたから、それぞれの人がその人なりに一所懸命考えてやってほしいと考えていました。彼らもそのようにやってくれたので、少しは「弁護士になってよかった」という感じがしました。

ひどすぎる安全審査

裁判が始まると、まずは国側が、「この許可処分は何を審査した結果、OKという答えを出したのか」を主張しなければなりません。法律的には、原子力委員会原子炉安全専門審査会（以下「安全審査会」という専門家集団が、法律に決められたチェックポイントを全部クリアしているかどうかを確認し、そのうえで許可処分を出したのだから問題はない、それが国側の主張になるわけです。それまでは、反原発の運動体や研究者が「原発は危険だ」

という議論をしても、具体的に原発の許可処分がいかなる安全審査のいかなるチェックポイントをどのようにクリアして OK になったのかについてはブラックボックスのままになっていました。ですから、この裁判ひとつやれば相手の手の内がわかるし、それは反原発運動にとっても大きな材料になるだろうと、そんなことも考えていましたし、まさにそのとおり進んでいくわけです。彼らは許可処分審査報告書（「乙 6 号証」）、つまり「私はこれで OK を出しました」というオフィシャルな書面を裁判に出してきました。私たちはそれを見て、具体的に何が問題で、彼らは条件をクリアしたと言っているけれど、本当にクリアしているのかどうか、そういう具体的なことを議論できるわけです。我々を支えてくれる学者の皆さんに教えてもらいながらのことですが。

しかし、安全審査とは本当にひどいものでした。久米さんや荻野さんはいろいろおっしゃっていても、私自身は「国はそれなりにちゃんとやっているところもあるのだろう」と、表立っては言わないまでも陰では思いながら裁判をやっていたんです。しかし、ひどかったですね。原発にあんなに危機感を持ったのは、彼らを法廷で取り調べて、彼らの言動を見てからです。「これはひどい、ほんまに危ないぞ」と思いました。本当にすごいんですよ。

最初に国側の証人で出て来たのは、児玉勝臣⁶という規制関係の事務方の責任者です。これもまた不思議な因縁ですが、彼の家は元々役人で、かなりの高級官僚でした。僕がまだ高松の中学校にいるときに、彼がよそから転校してきたのです。半年くらいいたけれども、ものすごく勉強のできる子で、とてもかなわないと思っていました。彼と法廷で出会って、別に「児玉さん、あんた高松の中学に行っていたんやろ」というような話はしませんでした。勉強がよくできることは、僕が一番よく知っていますから、「これは難儀なことやな」と思っていました。

議事録がない？

さて、いちばん最初に問題にしたのは、安全審査会で何をどう議論していたかということです。審査会が会議をして、その積み上げの中から OK という結論が出てくるのが当然のことですから、「委員会の議事録を出してください。そうすればどういう議論が積み重ねられて、それで OK が出たかがわかるが、議事録が出ないとわからないではないですか」と言った。いろいろ調べてみると、本当にひどいことですが、安全審査会に議事録がない。会議の継続性や一体性がどこで担保されているのかわからないのです。見ると、一人だけしか出席しない委員会もあるんですよ。それがいったい会議ですか？前にどこまで議論を進めているのか、それを踏まえて今日はこういう議論をしたという記録が、何一つない。今も福島原発の事故に関して、科学技術庁や国側、電力会社が議事録を作っていないことが問題になっています。僕が 40 年も前に激怒して、ぼろくそに言ったけれども、結局それに何も答えていないんですね。原子力の世界はすごいと思いました。

トリチウムの半減期がわからない？

また、安全審査に関わる国側の証人、専門家の実態もひどかったです。原子力について何も知らないのですから。トリチウム学会の会長が証人で出てきたので、僕はきわめて素朴に、一番答えやすいところから聞いてやろうと、「トリチウムの半減期はいくらですか？」と聞いたら、答えられない。これが学会の会長さんなのです。もう最後の頃になったら、うつ伏せたまましゃべらない。黙ったままで持ち時間を消化している。時間が過ぎたら喜んで、籠を開けたら鳥が飛び立つようにいなくなって、二度と戻ってこなかった。そんな人もいました。

問題点を追及していくと、そんなふうにあちらはダウンするのです。そればかりです。こちら側の証人は本当に皆さん、易々と相手をやっつけるわけです。発言の機会が反対尋問で一つでも多いとわーっとやっつける。ですから、こちらの証人に対して向こうがあまり攻撃しようとしません。自分らに不利な証言しか出てこないのですから。それであちら側は反対尋問もろくにできないような状況が続いたわけです。

頼みの ECCS はまだ実験中？

例えば国側の証言のなかで、ECCS (Emergency Core Cooling System)、いざというとき外から大量の水を入れて冷却し、燃料が溶けるのを防ぐシステム、それを国側で担当していた村主[進]⁷さんが証人となり、僕が反対尋問したんです。僕は「先生、僕らが聞くところではECCSに関して、今でも新しい実験をしていらっしゃると聞いているんです。それは僕らにも情報が入って来ましたが、ROSA-II という実験、あれは何をやっているんですか？」と聞いた。すると村主氏は、のんきというか、裁判というものが何かということもわかっていらっしゃらないのか、「いや、とにかく ECCS で原子炉に水をそこから注入するときに、どこから入れたら一番効果的かと、それを今、ROSA-II という実験でやっています。それは原子力でやるわけにいかないの、電熱のエネルギーで。そこに水をどこから入れたら一番効果的に冷えるかということをやっています。」と平気で言うんですね。つまり原発の事故のときのリリースエース、あいつが出たらゼロ点にして終わらせるという役目を期待されて付けられていると僕らは思っていた ECCS が、まだできていないというのです。「いろいろ安全を確かめなければいけないから、もうちょっと待つてほしい」という証言でした。それはとんでもないことでしょうか？このことだけで、もう裁判なんかしなくても我々は勝つ、勝訴で終わらざるを得ないわけです。もう少しきちんとやってほしいということで、何回も「先生、そんなことをしてはだめですよ」と個人的に、向こう側の人にも話してきましたが、少しも変わらなかったですね。

地震の危険性はない？

それと地震。あの辺り、伊方というのは、地震予知連絡会が特定観測地域として伊方の沖は危ないとして、それを地図できちんと場所を指定したものを、僕らは資料としてもらっ

ていました。そんな所に原発を造ったわけです。原発規制の法体系の中では、安全立地審査指針に「過去に大きな地震があったり、将来において起こる可能性があるところに造ってはならない」と書いてある。だけど現実には、地震予知連絡会が伊方沖を特定観測地域としていても、そのすぐそばに平気で原発を造る。これはすごいことですよ。さっきの ECCS もそうですし、伊方の立地選定の問題もそうですし、そういうことで攻めていったら、こちらは何も勉強しなくても、向こうはダウンせざるを得ないではないですか。でもやはりこちらは一所懸命やって、向こう側の証人はたいていやっつけたんです。

放射能の拡散実験はやらなくていい？

安全審査委員会の委員長は内田[秀雄]⁸さんだった。この方は向こう側の専門家証人のなかで、我々に対して最も戦闘的な人でした。僕の担当のときに、「国側が提出した記録を見ても、放射能の拡散実験とか、拡散実験をしてこれこれの結果が出たという記録が一つもない。もし事故が起きたらどういうふうに放射能が散らばって自分らに近づいてくるかということは、住民にとって死活問題であり、大きなチェックポイントだが、それをやっていないのはどうしたことか？」と彼に聞きました。すると「現地の拡散実験はやりませんでしたけれど、パスキルの拡散式でやりました」と言った。僕が「パスキルの拡散式」という名前に接したのは、四日市の公害裁判でした。四日市のコンビナートの煙がどう拡散するかという議論で、その式が使われた。そこで内田氏には「パスキルの拡散式は、平坦な場所でなければ安全審査の役に立たないことは初めからわかっているではないですか。現地実験しなかったが、パスキル拡散式だけでOKなどと言うのはおかしい」と言った。そんな議論で結局、内田氏もダウンするわけです。

細管破断の可能性はない？

ECCS の話に戻りますが、ECCS は基本的には炉の中で大きな減圧が起き、炉の冷却水が出ていったときに、そのショックで作動する安全システムです。それも危険ですが、もう少し小さい配管の破断も危険です。その場合水は抜けるし、減圧は急には起こらない、ECCS が働くというような、初めに予想したかたちにならないわけです。だから「その場合、どうなんですか？」と聞いたら、平然と言うんです。「蒸気発生器細管の破断など起こらない」と。そんなことは、あまり原発のことをわかっていない人だから言うんだと、そう言う。まあ開き直りですね。

ご承知のとおり、最終的にはスリーマイルの事故も、モードとしてはそういう細管破断のモードでした。もっとも端的なのは、この裁判の終結に近い頃に、美浜2号機の蒸気発生器細管の事故(1991年2月9日)が起きたことです。絶対に起こらないと言っていたのが、現実になってしまった。美浜の事故も細かく分析すると、怖いことがいっぱいあります。向こう側はそういうふうに綱渡りで、誰が見ても法廷での勝ち目はなくなっていったわけです。

裁判官の交代

結審がもう間近に迫った 1977 年の春でした。それまで僕らの裁判を支えてこられた村上[悦雄]さんという裁判官、それから左陪席で、シャープな質問を時々され、僕らも何となく親近感を持っていた方が、結審間際で他に転勤になったのです。村上さんは名古屋高裁、そして岡部[信也]さん⁹という左陪席は松山地裁の他の部に転属となり、今までの弁論や証人調べをつぶさに見てきたお二人が飛ばされてしまった。司法行政の名でこれほど無茶なことができるのか、と思い、さっそく最高裁に文句を言いに行きました。たまたま、当時最高裁の事務局長だった方が大阪高裁にいたとき、比較的仲良くしていただいていたので、その方に「あんたら、いったい何してくれんねん。こんなことしたら、もう裁判所の信頼というものはどうなる。あの地方では皆、バカにしてるで」と言いました。僕ら弁護士だってきちんと商売している。裁判すれば何か実りがあると信じて商売できるのも、やはり裁判官が最低限がんばってくれることを信じているからです。「裁判を起こせば何とかなる」。そういう感じは、弁護士にとっても死活問題ですから、僕は「あんたら、何してんねん」と怒ったわけです。

すると裁判所が新しい裁判官を任命してきたわけですが、この人の顔は 1 回も見ることができなかつた。植村[秀三]さんという人で、名前は聞いたことがありましたが、あまりいいことをしている人ではないと思っていました。前橋地裁で裁判長をやっているときの話ですが、公害裁判で、原告が起訴状を皆で持っていくでしょう？そのときに、裁判長の植村さんが陣頭指揮を執り、門の手前でバリケードを築いてその人たちを入れない、そんなことをやった大人物らしいと¹⁰。そして裁判が始まってみると一方的な訴訟指揮で、裁判官忌避の申立をされても平気で悪いことばかりする、とも聞きました。そういう人がわざわざ選りすぐられて伊方の裁判に来るというのですから、僕や若い弁護士さんは、おもしろくて「よし、やってやる。足腰立たんようにこの裁判で潰してやろう」と思っていました。ところが第 1 回目の公判の時に、彼が欠席するわけです。「出られません」と。そのときはしかたがないと思いましたが、その次も出てこない。僕らとしてはもともと裁判のタイムスケジュールとして、運転開始までに国側と決着をつけるつもりでやっていたのですが、それがこうした裁判所の態度によって実現不可能になってしまったうえに、交替した植村さんという人がまた裁判に出てこない。「いったいどうなっているのか」と書記官や裁判官に聞いてみると、「引っ越しの時に荷物を持ってぎっくり腰になったので出られない」と言うわけです（笑）。それでまた最高裁に行って、大橋[進]さんと言う裁判官に「あんな人を連れてこられたら困る。早く代えてください。新しい人で、ぎっくり腰にならん人を出してください」と言った。すると「わかりました」と割合素直に次の人に代えてくれました。そんなわけで植村裁判官は僕らにとって、幻の裁判官なのです。

次に、少しはまともな感じの人、柏木[賢吉]さんという人が来られた。前の方が悪すぎたから、ちょっと僕らも気が緩んで油断をしたんですね。でも最高裁とか権力を持っている

と人的な動員力はすごいですから、やはりその人も悪かった。やっと危機をくぐり抜けたと思っていたら、その人もやはりとんでもない裁判をしてしまったわけです。

松山地裁、請求を棄却（1978年4月25日）

柏木裁判長が判決日を決めて、僕らは判決の日を迎えました。たいてい判決の前日は、弁護士というのは「この裁判の結果はいったいどうなるか」を考えます。僕ら弁護団としても、最高裁や松山の裁判所も権力の手先である可能性があるから、僕らが訴訟を通じて主張したことがそのまま生かされて、原告勝訴という判決を得られるかどうかは、「勝訴」という言葉を聞くまでは最後まで信用はできないと思っていました。国のエネルギー政策の基盤を担う原子力に「アウト」と言うのは、裁判官としてもきつすぎるのではないかと。しかしその一方で、この裁判の経過を踏まえて僕らを負かし、国側に勝たせるというのは、それもまた難しいことでしたから、裁判官はいったいどうするのだろうと思っていただけです。

そういえば、裁判が終わって裁判所から若い弁護士が旗を掲げて走り出してくる、あれも僕らが始めたんですよ。それが全国に広がりました。弁護団の熊野勝之弁護士が、「負けたときは田中正造の『辛酸佳境ニ入ル』という旗を掲げましょう」と提案したんです。現地の方が今まで一所懸命、血を吐くような思いで裁判を続けてやってきたが、まだ頑張らなければならない。「君たちはそんなことを平気で押しつけるのか」という思いを込めて『辛酸佳境ニ入ル』と。それを奥さんに上手な字で書いてもらったのを僕らも見ても、「あ、これはええな」と思いました。

「でも、もしこちらが勝ったらどうするの？それもやはり用意しとかないかんで」と聞くと、彼がすぐに「それはまた、ええのがあるんや」と言いました。何かと聞いたら、『国破レテ山河在リ』（笑）。ずいぶんうまいことを考える奴やなと思いました。今でもテレビに裁判所が映ると、旗持ったおっちゃんが出てきますけどね。あれは熊野君のアイディアなんです。

とはいえ、判決はそれはひどいもので、本当に困ってしまいました。裁判に負けるということはもちろんあり得ますが、それでもぎりぎりまで裁判所が頑張ってくれて、しかたなくこの判決にせざるをえなかったということなら、次の控訴審の裁判に向けて、僕らも意欲をかき立てることもできます。しかしあまりにも中身がひどい。国を勝たせて、我々を負けさせた裁判所のやったことは、国の事実主張をずらずらっと書きならべ、「…と認めるのを相当とする」と書き加えるだけです。原告である我々の主張や、裁判の経過は全く斟酌していない。こういうことのほうが、僕らにとってはこたえますね。それなりに誠心誠意裁判所が対応して「ここで負けた」「なるほどしょうがなかった」と思えばいいんですが、全然違いました。裁判をやっていること自体がナンセンスで、すべてが徒労、エネルギーの無駄としか思えなかった。

【控訴審：高松高等裁判所、1978年4月30日控訴】

三者協議

しかし、やらないわけにもいきませんので、高松高等裁判所に控訴したのですが、これもまたひどかった。まず裁判官が、原告側と国側の双方を呼んで、控訴審でどういう方向で裁判を進めていくかということを相談したいと言うので、行かざるを得ないから行ったわけです。

そうしたら、その協議の場で裁判官があることを持ち出してきました。

協議の1週間ほど前でしたか、『朝日ジャーナル』に、東大の原田[尚彦]さん¹¹という行政訴訟の専門家の論文が発表され、伊方裁判を問題視していた。それを引いて、裁判官は、「原子力や原発の実体審理は行わない。手続だけですませろ」と言うのです。

原田さんの主張は、裁判所は原子力のような専門外の領域にづかづか入り込んで判断するのは間違いであり、ガリレオ裁判の愚を繰り返してはいけないということでしたので、これが二審の裁判官にとってある種の救いになって、こうした方向が出てくるなど言うのは僕にはわかっていましたから、僕も裁判官に言いました。「いったいガリレオ裁判ってどういう意味ですか。ガリレオは確かに地動説のような大それたことを平気で言いましたが、それと伊方の裁判とどんな関係があるのですか」と聞いたのです。安全審査というのは法律的に言って、許可処分の前に専門的な技術者がいろいろ調べ、ここはこういうことをクリアしたからこういう判断だった、というふうにきちんとやるものだと思っていましたので、「ガリレオ裁判」と言われても困るわけです。やはり法律のシステムとしては、安全審査におけるチェックポイントが決まっており、それを審査委員会の専門家がひとつひとつチェックして、クリアされたらOKを出せばよいわけですが、そのようにしっかりと安全審査が行われていない。少なくともそういう風に行われているということが僕らにはわからない。ですから、『ガリレオ裁判』などと言わず、現実的に法律上決まっている審査システムについての、我々なりの共通の理解に基づいてやりましょう。現状のままだったら僕らが勝訴してしまいますよ」と裁判官には言いました。すると裁判官は「とにかく手続だけでやる」と言う。手続だけでやると言っても、先ほども申し上げた通り、審査会の議事録もないんです。そのような状況で国側が、安全審査が適正になされたというのを、何を根拠に主張するのかがわからないので、「僕らもある意味では困っているんですから、もう少し中身のある答えを国側にしていただかないと困る」とこちらも主張して…というようなことをやりとりしていたら、スリーマイル島の事故¹²が起こったわけです。

スリーマイル島原発事故（1979年3月28日）

原発の安全審査のシステムの中では、まずメカニックなところをおさえます。いかなる過渡的な現象、急激かつ変動的な現象が炉内で起こっても、それは安全サイドにおさめ、絶対に人びとに迷惑をかけない、危ない目に遭わせないということを前提にして、許可処

分があるわけです。しかしスリーマイルの事故、これは公表された国側やアメリカの資料を見ても、放出された放射能の量が、伊方の原子炉が事故を起こした場合の可能な限り最大、「こういう危険もありうる」と無理やり考えて算出した量の確か 17 倍くらいですね。それでも「これはたいした事故ではない」と向こうは否定していましたが、そうした放射能漏れが現実起こった、それがスリーマイルの事故でした。

我々もこういうときにアメリカの反原発運動の実態を少し見ておこうと思い、また、そうした運動の力もそれほどではないのに、日本では強いと紹介され、僕らもそれを信じていたこともあって、アメリカに行きました。中尾ハジメさんに通訳だけでなくアドバイザーとして同行していただいて。

このスリーマイル事故で得た知見を裁判の弁論の中にさっそく取り入れて、いろいろな主張をしました。裁判所としてはもう証拠調べもせずに手続だけでさっさと終わらせようという気持ちでいても、これほどの事故が起こったら、そう簡単に結審するわけにはいかないわけで、新しく証人調べが始まりました。控訴審のときも確かトップバッターを藤本先生にお願いした記憶があります。

向こうはまともな対応ができなかったですね。スリーマイルの事故が起こったとき、国側が最初に言ってきたのは、「伊方の炉はウェスティングハウス、スリーマイルの炉はバブコック&ウィルコックスという三流メーカーのものだから、比べられても困る」ということでした。伊方の原子炉の燃料棒の長さとか、いろいろなメジャーがこのくらい違うとは言うのですが、「それと本件とどういう関係があるのか」と聞いても、とにかくそういうことを書面に書いてきて言うだけ、口頭で対応もできない、そういう状況でした。

最終的に国側の主張として残ったのは、「原発の安全審査においては、人為ミスは考慮しない。原発の安全は非常にメカニクな領域の内部で議論するもので、人為ミスで安全審査を云々するのは間違いだ」という議論でした。それが唯一彼らに残された論理らしきものだったのです。しかしそんなことはあり得ない。どんな大きな事故だって、やっぱり人間がからむものです。フルオートマティックで、どんなことがあってもメカニズムが自然に作動して安全サイドにおさまる、そんな原発など聞いたことも見たこともありませんし、ビッグ・テクノロジーと言っても、最終的には人間の関与を問題にしないわけにはいきません。もともと国側が裁判で持ち出した最大の論点は、「この原発はとにかく安全に作ってあり、フェイル・セーフ、フル・プルーフだ」ということでした。すなわち運転員がどんな失敗をしても、いかに愚かであっても、最後は安全サイドにおさまって大事故に至らないで収束するという、それが国側の主張の核でした。これは別に裁判だけではなく原発建設候補地の住民に対しても、そういう議論を説得に用いて計画を進めていたわけです。あちこちで事故が起こる前でしたから。しかし現実にスリーマイルで起こってみると、それはどうだったのか。

熊取 6 人衆¹³

僕らとしては、二審の裁判官にも早く実体審理、例えば被害の実態や、事故が起こったときにどれだけの方が具体的に被害を受けるかということの審理に入ってほしいと考えていました。そのときちょうど瀬尾[健]さんという、熊取 6 人衆のお一人が、原発事故の災害評価をシミュレーションしておられたので、証拠として裁判所にて提出し、証人にもなっていたと予定でございました¹⁴。

この瀬尾さんが亡くなる前、皆で病床を訪ねたとき、瀬尾さんはご自分の状態をよくおわかりでしたが、明るく、何の心配もしていないようなそぶりで対応してくださって、それが僕らにはよけいに辛かった。そのお見舞のあとすぐに亡くなられて、お葬式は暑い暑い日でしたが、瀬尾さんのお仕事を評価された多くの方がご自宅に集まっておられました。本当につらい日でした。

熊取 6 人衆の皆さんは、一人ひとり個性も違いますが、瀬尾さんをはじめ、今中[哲二]さん、小林[圭二]さん、小出裕章さん、本当に皆さんまじめな方です。僕はこんな裁判やっているのでお付き合いするわけですが、いつも文句を言っていました。「君らはまじめすぎて、人がよすぎる。僕はまじめな人と付き合うのきらいや。だからそういうふうまじめ、まじめ言うたら、僕自身がまじめ中毒になっちゃって、君らとおんなじになってしまう。僕はね、そんなまじめじゃなくて、まあ半分くらいふまじめ、そういうふう暮らしたい、そう思ってる」と。でも彼らはすごいですよ。今でも福島事故のあと今中君が現地に入り、放射能を測定したりしていますね。そんなことしたって得になることは一つもないし、アカデミックな世界で報われることもない。こんな言い方はちょっと悪いけれど、冷や飯食いで終わることを覚悟でやるわけです。ですから、「この病気だけは僕にうつたら困るな」と僕は思って、そんな冗談を言っていたのです。しかし彼らの努力も、研究もすごいものですから、国側は誰が出てきてもかなわないので、みんな逃げてしまいましたね。

異例の結審宣告（1973 年 3 月 4 日）から控訴審判決（1984 年 12 月 14 日）へ

結局控訴審は実体審理に入らないままで、僕らのほうは原発に関する具体的な知識を、もう向こうが誰が出てきても負けなくらい蓄えていました。そして 1983 年 3 月 4 日、裁判官が入廷して、審理が始まり、我々のサイドの科学者の書面調べをしてほしいと主張して、裁判官はそれを黙って聞いていました。ところが、こんなことはあり得ないことですが、裁判官がいきなり「これで結審します」と言い放ったかと思うと、あわてて法廷から逃げ出してどこかへ行ってしまったのです。

僕も相当シビアな状況を経験していますが、こんなことは初めてでした。このときは、「裁判とは何か」と言うことを真剣に考えました。裁判所にこんな態度を見せられたら、僕らの商売だってできないではないかと。とにかく非常に腹が立って追いかけ回したんですけど、どこにもいない。どこにも見つからない。どこかはじめから逃げる場所を決めていた

んでしょうね。僕はその瞬間に、「こんなものにいつまでも付き合わされて自分の人生は終わるのか。こんなものはもうやめ、弁護士もやめじゃ」そう思いました。裁判所が書けば、どんなにむちゃくちゃな判決でも判決です。僕らみたいにお金も持ってない弁護士が、毎月毎月今月食えるかという不安を抱えながら、多くの人の協力を得て営々と積み上げてきた。そういう者に対する仕打ちとして、耐えられないことでした。「これはもう弁護士やめよ」、とのときはそう思いました。

しかし狭山事件のように、まだまだ関わっていきたい事件がありますから、弁護士をやめるのは思いとどまりましたけど、伊方の事件は本当に厳しかった。弁護士として、やはり裁判は勝負の世界ですから、お互いに何らかのシンパシーや、通じ合う世界が少しはあるだろうといった甘い気持ちをまだ持っていた。それまでもぶち壊されてしまったわけですから、ダメージは大きかったですね。

【上告審：最高裁審所、1984年12月27日上告】

それでも態勢を立て直して、最高裁に臨みました。

最高裁では、僕らは本くらの分厚さになる書面を2冊出しました。他の若い弁護士さんは「最高裁まで行ったら、現状ではいくらがんばっても判決は変わる可能性はない。だから、藤田先生、あとは任したで」とか言ってみんな僕の周辺から去って行ったんです。しかし僕は「それは違う」と思いました。

普通に裁判になる事件と言うのは、過去の一回的な事実をどうこうするものです。しかし原発は違う。裁判所が原審を含めて判決をしても、原発は依然としてライブで、生きて、動いているわけです。ですから現実には事故が起こる可能性も全く否定できないし、一年経つごとに、原子炉の中には中性子が飛びまわって材料自体を脆化させていくわけです。ですから、例えば美浜2号のような例を見ていくと、まさしく原発の末路が、経年変化で終りが近づいたことが見えてくる。それなのにこちら側が抵抗をやめて裁判から下りてしまうということはできなかった。やはり最後の最後までねばって、主張があればしっかり主張していかなければならないと思ったのです。そして、チェルノブイリの事故（1986年4月26日）が起きました。

チェルノブイリに関して、荻野君といろいろな資料を集めて、この原発事故がいかにとんでもないことであり、国側の主張がいかにかいい加減だったか、という事実の証明をしました。すでに世界的な規模で放射能が飛び散ったわけですから、それに関する書面を一人で書き上げたのです。

もう一つの論点は、先ほども申し上げた美浜2号機の蒸気発生器細管のギロチン破断の問題でした。これは一審からずっと追及している問題ですが、国側の安全審査の内田氏らは、「そんなことが起こるはずはない、君たちが起こると言っているのは原子炉の実態を知らないからだ」とけんもほろろに突き放してきました。それが現実には美浜で起こったわけ

です。そうすると、そうした現象が ECCS の効き目など様々なことに影響を与え、大事故になっても不思議はない。そして日本各地の原発で、同じような事故が起こる可能性が日一日と増している。僕らが真面目であって知恵があったら、やはり「もう原発はやめよう！」ということにもっと必死に取り組まなければならない。そういう思いで、最後の 2 冊の書面を、荻野さんと僕と二人で書きました。

伊方弁護団の仲間が聞いたら怒るかもしれませんが、確かにみんなで協力してわいわいと物事ができていくのは、じつにうれしいことです。人と人との信頼関係があり、真剣に取り組んでいる仕事の中で「ああ、こいつらはようできるやつや」とか「ようがんばったなあ」とか、そういうことを感じながらやる仕事の快樂と言うものは、確かにあります。そして伊方弁護団でも、若い弁護士が実によくがんばってくれた。しかし、そうは言いながらも、最高裁段階で 2 冊書いた書面は、誰に遠慮もなく、僕と荻野さんとで一気に書いた。自分の思い通りに書ける、これもまた一つの快樂です。

結局、書くのにひと月余りかかりました。その間通常の仕事はできませんから 150 万くらい穴を開けることになる。それでも長いこと関わった事件ですから、自分の書いた書面で最後の決着をつけることができ、非常によかったと思います。チェルノブイリ事故を扱った上告理由補充書の 2、『終わりの始まり』という題で書いた書面、それと最後になった『加圧式型原発の終焉』という書面、これを書けただけでも僕にとってはよかった。弁護士をやっていたからこそ書けたと今でも思っています。だから、立教大学で多くの人に読んでいただきたいと望んでいます。

【終わりに】

福島の事故が起こってから、大阪で若い…と言っても 60 歳を過ぎたくらいの弁護士を中心に、原子力問題研究会が立ち上がりました。その人たちが中心になって原子力の問題に取り組んでいく、そういうものをつくって、今後どういう活動をするかというのをみんなと相談していくことになりました。中尾ハジメさんにもいつもご参加いただいて恐縮しておりますが、とにかくこれからも原発との関わり合いを、僕も僕なりにやっっていこうという気持ちで、その会合には出席させてもらっています。

いまから 7-8 年前に直腸癌になり、急に調子が悪くなって手術をしました。これが難易度 5 ぐらいの手術、たぶん手術しても 7 割ぐらいはアウトという手術を乗り越えて、また元気になりました。今日もそうですが、何もできないのに、人前でこんなことを話してはご迷惑、そんな気持ちが先に立ってしまいます。今日いらっしゃった方はもう災難ですね。人生にはいろいろな災難がありますから、このぐらいの災難は辛抱していただく（笑）、そんなふうにして自分を甘やかしているわけです。

でも、こういうことがあるからこそ、いろいろな人とお付き合いができる。外国に行っ

ても、スリーマイルの時もそうでしたし、オーストリアかどこかで反原発の国際会議あったときも、ロベルト・ユンクのような人と友達になって、あとで大阪まで遊びに来ていただいたりしました。いろいろな人と自然につながっていけるといえるのはすてきなことで、まあせめてそのぐらいはないとやっつけられませんか（笑）、そういうときにはすごく敏感に喜んでいきます。

今後物事を考えたり、書いたりする世界から全面的にリタイアすることはないと思いますし、やり残した冤罪事件なども、他の人に読んで納得し、理解していただけるような文章を書いて残したいなあと思っています。だから冤罪事件もそうですけど、仁保事件もそうですけど、1人の人の命を助けるというのは、今の裁判システムでは非常に手間がかかります。我々弁護士の中でも人のいい人が、そういう事件にのめり込んで助ける。そういうことを今後も誰かに続けていっていただかないといけません。具体的には、その連中と酒飲んで盛り上がるかそんなことしかできないにしても、「僕が気がついたことはこれだ」とか「ここはこうではないか」とか、そうした議論をまだまだしたい、そういう点が他の裁判でもありますから、そのくらいのことは今後もやっつけられるのではないかと思います。

今回福島事故が起こって、いわゆる「脱原発」という言葉が出てきた。これからは原発システムの中で我々のエネルギーを回してはならず、脱原発でいかなければならない。これを聞くと僕は、伊方の裁判が出発点なので、何となく困るんです。伊方の人たちは都会の人に電力を供給するために、危険な原発を枕にして毎日寝なければならない。また、今はこれだけ原子力を頼りにして電力供給システムをつくっている以上、今日言って明日止められるという形にはならないのですが、やはりタイムリミットが必要です。そのタイムリミットをまずしっかり設定したとして、どうやって原発を止めるんですかというのと、「運動の力ですよ」と言う人が多い。僕はよくわからないので、「ああそうですか、まあがんばってください」とそれ以上は言わないんですが、「脱原発」というのも、伊方の人々の立場を考えると、もう少し違う言い方にしてほしいと思います。伊方、新潟、福島といった地域の人たちが危険な原発と隣り合わせに住んでいる。その危険な原発からエネルギーの供給を受けている東京や大阪といった都市の住民が、あかあかとネオンサインをつけて過ごしている。とにかく早く、いつまでというタイムリミットを切って、それを過ぎたらどうするのかということをも具体的に考えてやってほしいと思うのです。非常にがんばっている人が多いですから、彼らと敵対するということはありませんが、どういう手順で止めるのかということをも、もう少し具体的に考えて突きつけてほしいと僕は思っています。

いろいろなことがこれからもあるんでしょうね。まあ、がんばっていきましょう（笑）。

【質疑応答】

Q : 第一審の裁判長がとんでもない判決を書いたというお話がありましたが、その内容についてもう少しお話し下さい。また、2011年12月8日に提起された、四国電力に対する運転差し止め訴訟との関係について教えていただければと思います。

藤田 : 一審の判決の際、僕らは審理の経過から、いくら権力や電力の味方をしたいという裁判官がいたとしても、やっぱり僕らの主張をはねのけるだけの論理とか、事実適示がないとそういう判決に至らないはずだ、だからどんな理屈で我らを負かすのか、ということを考えていたわけです。僕ら流の言い方ですが、「困ったで。これ勝ってしまうで」ということを言っていた。しかし判決は、どんなことでも書けば判決。裁判官が主に展開した論理は、こちら側の主張と国側の主張と両方並べて書いて、そして国側の主張のほうを「認めるのを相当とする」。それだけで、なぜ国側の主張を認め、こちら側の主張をリジェクトするのかということについては何も書かない。その羅列ですから、これは裁判ではなく、ある種の軍事法廷だと思いました。先ほど二審のときの裁判官が逃げたという話をしましたが、この裁判に関する限り、とにかくひどかったです。また、お話していませんでしたが、最高裁の判決、これもある日突然僕らのところに送られてきたのですが、これがまたひどい判決でした。

例えば、原発の安全審査というのは「裁量処分だ」と言う。つまり、どう考えるかは行政の考えで打ち出してやっていけるんだというんです。でもそれでいいのでしょうか。今回も福島で事故が起こり、今後事態がどう進行していくのか、誰もが心配している。しかし、「国は、法律など具体的に準拠すべきものを放り投げてでも、自分たちの判断で結論が出せる」ということを最高裁が言ってしまったわけですから。つまり最高裁自体が法律を無視してやることに腹を決めてやっているということです。

もう一つは、原発の安全審査というのは「基本設計」だと向こうが言い出したことです。「基本設計」で足りる、それさえしておけばよい、とそういうことを最高裁までもが言うわけです。「基本設計」と国側が言い始めたとき、「いったい『基本設計』って何ですか？」と問い詰めたことがあります。そもそも「基本設計」という言葉は規制の法体系の中に全く出てこない。裁判の中でぽっと出てきて、それが最後まで生きて、最高裁まで「基本設計」です。僕らは審理の途中で「基本設計」の実定法上の根拠はどこにあるのかを質した。そのときにかろうじて返ってきた、もっとも長い答えは、「安全設計に関する基本的な考え方でありませぬ」。これでは何も答えていないんですよ。こんなことを明言したうえに、行政が裁量処分するのだという。行政と言っても、素人ではなく専門的知識を持った人が裁量処分するんだからそれでいいんだと言うわけです。自然科学の世界で「裁量」処分なんて....言葉の出ようがないくらいナンセンスです。しかしそれが最高裁の判決になる。最高裁がそこまで言うようになると、裁判それ自体否定しているようなもので、法律の世界とは何の関係もありません。自分たちがこうしたい、という願望ばかりを書き連ねただけです。僕は、最高裁の判

決が出たとき、やはりいろいろな人にこの最高裁判決を批判してほしかった。「いくらがんばっても原子力の裁判は負ける、伊方もそうだったのだから」。それで片付けられてしまった。もう少し最高裁判決をめぐって議論が起こるかと思っていたが、何にも起こらなかった。そうすると、「原発裁判はきつい、やはり運動だ」となってしまう。もちろん運動も必要で、がんばってもらわなければならない。しかしそういう流れになってしまった。

僕は裁判、司法の場で、最後の最後のところまで攻めて、血を流した、そういう感じが今でもしています。ですから今日いろいろなこととお話しましたが、伊方の裁判で起こったようなことが他の領域の裁判でも繰り返したりすると、「裁判っていったい何だ」というところまで行ってしまいます。何かちょっとした手掛かりを見つけて裁判の世界を立て直したい、そういう思いが僕にはあります。やはり商売ですから。今後、自分のなかでどういうアイデアが出てくるかわかりませんが、出てきたら「これは言うとかないかん」「しとかないかん」ということを自分なりに見つけたいと思っています。つまらない愚痴話しかできず非常に残念ですが、とにかくあきらめたら本当におしまいですから「これからだ」と思って力を合わせてがんばりましょう、ということです。

Q : 去年の運転差し止めの訴訟には関わっていらっしゃるのでしょうか。

藤田 : それぞれの場所でそれぞれの弁護士さんが、それぞれの運動体が、それぞれに自分の旗を掲げてね、裁判を起こすわけですから、僕は別に自分らがやった仕事がほかの人に比べてよかったとか思う気持ちはありません。でも、僕らの経験とかを共有できないのはもったいないと思います。具体的に裁判しようと思うと、僕らが築き上げたように、専門家との人間関係も一から組み立てていかなければならない。そういう苦労も含めて原発裁判ですし、すべての事件でそのように弁護士が取り組まなければいけないと思います。

Q : ドイツでは、メルケル首相が脱原発を宣言しましたが、これにはドイツの憲法との絡みがあると考えています。今回の 3.11 以降、日本にもいつ大きな地震が来るかわからない状況で原発を考えたときに、原発は憲法違反だという解釈は成り立つと思うのですが、その辺について意見をお伺いできないでしょうか。

藤田 : 僕らの裁判の主張の中でも憲法違反の主張はしています。とくにそういうことに熱心なのは熊野勝之弁護士でした。安全審査の是非を問う裁判でしたが、憲法違反ももちろん言わなければなりませんし、言いました。しかし国側が、専門家を動員して「間違いないものを作った」と主張する、それに対する闘いというのは、やはりいろいろ

ろなことを全部含めてやらなければ、裁判になりません。取消訴訟ですから、現実的にいかなる法律的な制約の中で国側が許可処分をしたか、それに対して処分がけしからんという、事実的な問題も含めてでないと、やらないし、やれないし、そうやらないと他の人に怒られてしまいます。僕らの乏しい知恵を絞って、僕らなりに「こういう喧嘩ができるな」と考えてやっていく。逆に言えば、憲法違反さえ主張しておけばアリバイが立つ、といった関わり合いを裁判に対してされると、「それはちょっと違う」と僕らは言わざるを得ないんです。僕らの場合、日本の裁判の歴史の中でも初めてのことをやっているんだという、僕らなりの自覚と自負もあったからこそ一所懸命長いことやりました。しかし「日本政府は憲法違反をしている、それだけだ。細かい理屈を言わなくてもそれだけで勝てる」というような議論さえ出てくると、僕にとっては少々迷惑です。そんなものではないんです。ですから、やはり法体系の全体を見てほしい。僕が書いた書面も含めて、我々が知恵を集めて書いた膨大な書面、これをやっぱりフォローしてほしいと思います。そういう意味で、立教大学でしっかり保存していただくのは本当にうれしい。実際、裁判が終わってしまうと、裁判の記録ほど邪魔になるものはないんですよ。しかもそれを見ると、負けた事件ですから腹が立ってくる（笑）。そういうことで、立教大学には感謝しています。ただ、僕はいまでも未熟ですが、いろいろ大げさに言ってもこのくらいのことしかできてなかった、というドキュメントが歴然とここに残ってしまうのも気になります（笑）。僕は自分のやった仕事については、もう早く消してほしいと思っていますので、そういう気持ちがありますね。

Q : 憲法違反と言うことが明らかなのに、それは勝てない可能性が高いでしょうか。

藤田 : まあ、やっごらんないさ（笑）。そんなやり方では裁判にならないと思いますよ。いろいろな専門家の方に協力していただいて、「向こうがこう言っているけど、こうでしょう」ということを子細にやらないと。憲法違反を主張して、他のことはもういい、そういう気持ちはわかります。僕だってそうです。こんな苦勞したくありませんから。ですから、そういう領域で一緒に工夫してほしいということです。憲法違反の一点で勝てるなら、それは楽ですし、向こうが悪いのは初めからわかっている。だからと言って、憲法違反と言えばそれで裁判になり、他はしなくていい、ということには決してなりません。国側も、力不足の専門家たちが「安全審査した」と称して裁判に出てきてがんばっているわけです。そいつらを追い払わなければ裁判にならない。

弁護団内部の事情については、やはりクリティカルな側面もありましたが、僕は辛抱してやっていかないとしょうがない。若い人も最高裁の段階で去ってしまい、僕らのようなある種ロートルになってしまった「おじさん」が書面を書いたわけです。その、最後に僕らが2冊書いた書面と言うのを、読んでほしいし、読んでからものを

言ってほしいと思います。

Q : マスメディアで仕事をしています。裁判係争中の 20 年間に、スリーマイル島やチェルノブイリの事故があり、メディアはそういうときには「たいへんだ」という報道をしても、方向としては原発に対しては批判しない、むしろ原発を推進する側にあったのではないかと私は認識していますが、伊方報道ではメディアに対してどんなことをお感じになりましたか。

藤田 : なにがしかの期待、メディアとして責任を持つ領域をきちんとやってほしいという思いはありましたが、僕らにとっては、そういうことを当てにしていられないほどきつい事件でした。人に期待したいとは思っても、そういう期待があると、自分の手元の仕事がおろそかになってしまいます。ですからとにかく自分が一所懸命やらなければならないという気持ちで、その仕事をやるだけで精一杯でした。強力に我々を支持してくれるメディアがあったら喜んだでしょうけど...メディアに関しては、中にいらっしゃる方も本当にたいへんだろうと思います。福島事故が起こって誰もが「危険」と言い始めて、それはそれで大事なことです。とにかく今回で原発をぶっつぶしてほしい。

話がそれますが、スリーマイル事故が起こったときに、「いかなる事故が起こっても放射能の放出は半径 700 メートルでおさまる」などという国側の論理は明白に崩れたわけです。多くの方は「これで勝った」と思ったようですが、僕はそうは思わなかった。「今は推進派にとって危機、ピンチだ。逆に彼らがこれを乗り越えると、こんどは反対派にとってはたいへんなピンチで、推進派はなんでもありになってしまう」そう思っていました。それが現実になってしまった。スリーマイル事故の影響で、日本のどこかの原発が止まるというようなことも起こらなかったです。

今回の福島事故のあとも、向こう側の気分は、「こんなことが起こってもどうってことないぞ」ということでしょうか。「脱原発」と口にしても、「原発をやめる」というような言い方には決して同調していません。先日もテレビを見てみると、『脱原発』はいつ頃までにするのか? という質問に「20 年ぐらい」とうそぶいている。これが今の推進派の実態ですからね。それをどう止めるかということです。そのためにはデモも必要ですが、僕は裁判も必要だと思います。いろいろな力を結集してやっていかないとはいけません。

今後のさまざまな展開の中で、僕自身どのように力が貸せるのかということについては、自分のことですから僕がいちばん疑っています。それでもやはり、まだまだそういうことに関わっていただけらなあ、そう思っているのです。

¹ 1971 年 2 月 15 日、雑誌『フォークリポート』1970 年冬号掲載の小説「ふたりのラブジ

-
- ユース」がわいせつであるとして掲載号が押収され、その2年後、執筆したフォーク・シンガーの中川五郎と同誌発行責任者が刑法175条違反で起訴された事件。1973年5月11日より大阪地裁にて公判開始。(参考：三橋一夫「中川五郎君わいせつ裁判に関してのレポート」、模索舎・〈わいせつ〉弾圧を契機として私たちの情報とその流通機構をもっと、もっと広げていこうとする技術委員会『モテック通信』、No.9、pp.43-46、1974年6月15日、および「年表1961-1978」、片桐ユズル他編『ほんやら洞の詩人たち—自前の文化を求めて』、晶文社、1979年、pp.229-238.)
- 2 仁保事件の発生は1954(昭和29)年10月26日。岡部保さん(当時37歳)は1955年10月19日に別件で逮捕され、厳しい取り調べに耐えかねて自白してしまう。1962年6月15日山口地裁で死刑判決、1968年2月14日広島高裁で控訴棄却となるが、1970年7月31日最高裁は原審を破棄して広島高裁へ差し戻し、岡部さんは同年9月22日に保釈となった。1972年12月14日、差戻審の広島高裁で無罪判決が出され、同27日に広島高検が上告を断念したため岡部さんの無罪が確定。(参考：播磨信義『仁保事件救援運動史—命と人権はいかにして守られたか』、日本評論社、1992年)
 - 3 当時大阪大学理学部講師、放射化学(核化学)専攻(伊方反原発訴訟関連資料2-25)
 - 4 当時京都大学工学部助手、原子核物理学専攻(伊方反原発訴訟関連資料2-22)。
 - 5 当時早稲田大学理工学研究所教授、原子核物理学専攻(伊方反原発訴訟関連資料2-3)。
 - 6 当時科学技術庁官房秘書課長、1971年8月から1983年5月まで原子力局原子炉規制課長として伊方の原子炉設置許可に関与した(伊方反原発訴訟関連資料3-11)。
 - 7 当時日本原子力研究所東海研究所安全工学部長、原子力委員会原子炉安全専門審査会審査委員。専門は原子炉工学(伊方反原発訴訟関連資料2-4)。
 - 8 当時東京大学工学部教授、機械工学専攻、1968年12月より原子力委員会原子炉安全専門審査会会長(伊方反原発訴訟関連資料2-3)。
 - 9 ただし岡部裁判官は地裁判決当時も陪席しているので、早川律三郎裁判官、または大西良孝裁判官では？(二人とも、村上裁判長と同じ時期に裁判資料にお名前あり)
 - 10 1972年3月31日、東邦亜鉛安中精錬所によるカドミウム汚染につき、被害者らが鉱業法109条に基づく被害補償請求訴訟の訴状を提出しようと前橋地方裁判所に赴いた際、裁判所内への立ち入りを拒否され、訴状提出を阻まれたことを指す。原告らは翌4月1日も同様の拒否に会うが、裁判所の正面玄関が一瞬開いたすきに所内に入り、同日中に訴状を提出した。(安中公害裁判原告団・安中公害弁護団『安中 大地のいのちをいつくしんできた人びと…安中の農民、50年の証言』、平凡社、1988年、pp.138-139.)
 - 11 原田尚彦「"未来裁判"—限界と可能性—伊方原発判決の意義」『朝日ジャーナル』1978年5月26日、pp.82-85.
 - 12 スリーマイル島(TMI)原発で起きた、炉心溶融を伴う重大事故。事故が発生した2号機は、伊方1号炉と同じ加圧水型軽水炉(PWR)だった。(原子力技術研究会編『原発の安全上欠陥』、第三書館、1979年、伊方反原発訴訟関連資料7-9、甲第462号証)
 - 13 京都大学原子炉実験所(大阪府泉南郡熊取町)原子力安全グループの6人の研究者のこと。今中哲二、海老沢徹、川野真治、小出裕章、小林圭二、瀬尾健。
 - 14 瀬尾健(1994年6月5日没)、専門は核物理学。伊方控訴審での立証事項は、「伊方原子力発電所における炉心溶融の必然とその災害評価、およびスリーマイルアイランド原発事故の災害評価」とのことであったが、1983年3月4日の結審宣告により証言台に立たないままとなった。(尾崎充彦「瀬尾さんのこと」、京都大学原子炉実験所原子力安全グループ編『瀬尾さんの思い出』、1995年、p.132.)
- www.rrl.kyoto-u.ac.jp/NSRG/seminar/100/PDF/seo.pdf 2012-03-28 最終確認)